



# 島根県報

平成25年3月29日（金）

号外第69号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

療育の給付、養育医療の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に（健康推進課） 2  
係る費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

## 公布された条例等のあらまし

◇療育の給付、養育医療の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則（規則第37号）

## 1 規則の概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、母子保健法に基づく養育医療の給付に係る費用の徴収等の事務が市町村に権限委譲されることに伴う規定の整理（第1条—第4条・別表第2・様式第1号・様式第2号関係）

## 2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

## 規 則

療育の給付、養育医療の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第37号

療育の給付、養育医療の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

療育の給付、養育医療の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則（昭和62年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

療育の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則

第1条中「並びに母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4第1項」を削る。

第2条第1項中「又は母子保健法第20条の規定による未熟児に対する養育医療の給付（以下「養育医療の給付」という。）」、「又は未熟児」及び「又は養育医療の給付」を削る。

第3条第1項中「又は未熟児1人」を「1人」に、「又は未熟児の属する」を「の属する」に、「別表第2の1の表又は2の表」を「別表第2」に、「これらの表」を「同表」に改め、同項ただし書中「又は養育医療の給付（以下「療育の給付等」という。）」及び「又は未熟児」を削り、「これらの表」を「同表」に改め、同条第2項及び第3項中「療育の給付等」を「療育の給付」に改める。

第4条中「療育の給付等」を「療育の給付」に改め、「又は未熟児」を削る。

別表第2中

「 1 療育の給付に係る徴収金額

階 層 区 分	世帯の階層（細）区分	徴収基準月額	加算基準月額	を

階 層 区 分	世帯の階層（細）区分	徴収基準月額	加算基準月額	に

改め、別表第2の2の表を削り、別表第2備考3、4及び8中「又は未熟児」を削り、同表備考9中「又は未熟児」を削

り、「療育の給付等」を「療育の給付」に改める。

「  
 児童  
 又は  
 未熟  
 児の  
 属す  
 る世  
 帯  
 」を「  
 児童  
 の属  
 する  
 世帯  
 」に改め、同様式備考1中「又は未熟児」を削り、同様式備考3中「又は養育医療の  
 様式第1号中

給付」及び「又は未熟児」を削り、同様式備考4中「又は未熟児」を削る。

様式第2号中「（養育医療の給付）」及び「（母子保健法第21条の4第1項）」を削り、

「  
 児童又は未熟児の氏名  
 」を「  
 児 童 の 氏 名  
 」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に行った養育医療の給付に対するこの規則による改正前の療育の給付、養育医療の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則第2条第1項の規定による費用の徴収については、なお従前の例による。